

地域脱炭素推進業務委託
特記仕様書

令和7年5月
鹿児島県大崎町環境政策課

第1章 総則

【適用】

第1条

この特記仕様書は、大崎町(以下、「本町」という。)が発注する「地域脱炭素推進業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

【目的】

第2条

本町は、住民主導による資源循環の地域づくりを中心とした取り組みでSDGs未来都市に選定され、循環型社会の構築(サーキュラービレッジ構想)の実現を目指している一方、脱炭素事業については太陽光発電施設の導入は徐々に進んでいるものの、道半ばである。また、循環型社会の実現に向けては、脱炭素においても地域循環の仕組みが必要である。

国は脱炭素について重点的に取り組んでおり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討と脱炭素先行地域や重点対策加速化事業など具体的な取り組みを進めている。

大崎町においては、地域の成長戦略として、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域課題をあわせて解決できると考え、令和4年4月にゼロカーボン推進を宣言し、職員を中心としたワークショップを開催し企業や住民の意見を反映した「大崎町脱炭素ロードマップ」を策定した。

本業務は、策定したロードマップをもとに、住民や企業と連携し地域全体に広げるための計画の作成、バイオ炭や中干し延長等の施策の実証や再生可能エネルギーの普及など計画策定から実装支援まで行い、大崎町として自立して継続した取り組みが行える体制構築を行う事を目的とする。

【対象範囲】

第3条

原則として本町全域を業務の対象とする。

【業務の概要】

第4条

本業務では、以下の内容について事業を行うものとする。なお、業務内容は必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

1 大崎町脱炭素ロードマップ施策の実現に向けて実証事業等の政策提案と実装

サーキュラービレッジ構想の実現と併せて二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、特に農業分野における課題解決に貢献し、他地域への広がり期待できることを念頭に以下(1)～(4)の事業等を想定する。

(1) 国及び鹿児島県の対策・施策と連携した本町施策の計画策定

① 脱炭素に関する行政計画等の改訂支援

各課において脱炭素の進捗や地域課題のヒアリングを行い、各課との連携の取れた計画の作成と実装体制の構築。

ア) 大崎町環境基本計画策定支援及び助言

イ) 温暖化対策実行計画事務事業編・区域施策編の実装支援および助言

(2) 大崎町独自の再生可能エネルギーの導入を促進する施策，温暖化の緩和のための施策，気候変動への適応策について助言

① 脱炭素ロードマップ施策の実装について

脱炭素に取り組む企業や住民との連携により、脱炭素を地域全体に広げるための実証事業の実施

ア) 農作物等の未利用資源を活用したバイオ炭製造

イ) 有機農業の推進のためのバイオ炭の活用

ウ) 稲の中干し延長の施策の実証

エ) 一般家庭及び民間企業への PPA へ EV の普及・啓発

② 森林クレジット制度の導入支援

現在の森林経営計画を基づいた森林クレジット創出支援

(3) 目標が着実に実現されるようにするための実施体制や進捗管理体制の確認及び支援(ステークホルダーとの連携も含む)

① 職員を中心とした庁舎内プロジェクトチームでの企画会議や脱炭素研修等の開催

② 地域で活動する法人や子ども食堂との連携を行い、事業の最大化を図る

③ 本町と協定を結ぶ国立環境研究所や研究者などの学識経験者と連携を行い、科学的根拠のある取り組みを実施する

(4) 地域資源を活用した脱炭素事業の実装

① 農作物等の未利用資源を活用したバイオ炭製造

② バイオ炭を活用した農家との連携、栽培、商品のブランド化

③ 本事業の地域内・外への発信

※第4条 1-(2)に関しては、以下のとおり地球温暖化防止実行計画(区域施策編)に以下定めるものとする。

■ 産業部門

家畜等の飼育からの排出量抑制策や稲作からの排出抑制策，農業機械の EV 化，バイオマス燃料の利用拡大など省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等による削減効果

■業務その他部門

国及び県が実施する建築物における省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入等を後押しする施策や地域エネルギー供給会社の設立支援などによる削減効果

■家庭部門

国及び県が実施する住宅における省エネルギー機器の導入等を後押しする施策に加えて、サステナブルファッションの展開や菜園を通じたコミュニティづくりともつながる活用による削減効果

■運輸部門

国及び県が実施する次世代自動車の普及等を後押しする施策に加えて、公用車のEV化とそれを利用したカーシェアリングの展開、EV試乗会の実施などによる削減効果

■その他部門

国や県が実施する代替フロン等4ガスにおけるノンフロン製品等への転換や業務用冷凍空調機器からの使用時の漏えい防止・廃棄時等の回収事業を後押しする施策を実施すること等による削減効果。

※第4条 1-(2)に関しては、本町の独自の施策として、大崎町脱炭素ロードマップに以下に定めるものとする。

	施策番号	施策
農林水産	1	肉用牛/乳用牛にメタンガス発生を抑制する飼料を与える
	2	豚にメタン発生を抑える飼料を食べさせる
	3	家畜糞尿からのメタン燃料創出と利用
	4	稲作の中干し期間延長によるメタン発生抑制
	5	農業廃棄物等のバイオ炭の農地施用によるCO2固定
	6	バイオマス燃料の利用促進
	7	養鰻業者の燃料転換
	8	農業機械のEV化
	9	有機農業の推進
	10	山林の適正管理
	施策番号	施策

エネルギー	1	バイオマス燃料の利用
	2	省エネ家電への買い替えや省エネの推進(エアコン, 冷蔵庫, LED, 冷暖房の温度設定)
	3	町施設の ZEB 化
	4	店舗・事務所等へのソーラーパネルと蓄電池の設置
	施策番号	施策
家庭	1	フードロスの削減
	2	省エネ家電への買い替えなどの省エネライフの推進
	3	サステナブルファッションの推進
	4	未来型住宅(環境配慮型住宅)の普及
	5	家庭菜園・共同菜園を通じた地産地消の推進
	6	公エコライフポイントの導入
	施策番号	施策
運輸	1	共同運送・共同配送の実施
	2	公用車の EV 化
	3	エコドライブの推進
	4	シェアバスの運行
	5	建設・製造業車両の EV 化
	6	事業者/ 住民への EV 普及

【履行期間】

第5条

本業務の契約締結の日から令和8年3月31日(火)までとする。

【受託者の義務】

第6条

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 受託者は、本業務の実施にあたり、本町と十分な協議を行って作業を進めるものとする。

【秘密の厳守】

第7条

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、本町の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

【疑義】

第8条

受託者は、本業務について不明な点、又は疑義を生じた場合は、速やかに本町と協議するものとする。

【担当技術者】

第9条

受託者は、業務の実施にあたる担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を実行計画書において届け出るものとする。

2 担当技術者は、本仕様書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。

【業務計画書】

第10条

受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、以下の各号に掲げる内容を含んだ実施計画書を提出し、本町の承諾を受けるものとする。

- (1)業務内容
- (2)工程表
- (3)業務組織・連絡体制・担当技術者
- (4)業務実施方法
- (5)成果品の内容

【協議】

第11条

協議・打合せは綿密に行うこととする。協議・打合わせは本町の指示又は受託者からの申し入れにより適宜実施するものとする。また、業務の進捗を逐次報告するものとする。

【業務の再委託】

第12条

受託者は、業務の実施に際し、再委託を行う場合は計画策定業務など主たる業務を除くものとする。

【図書等の貸与】

第13条

本町より受託者に対し、業務の実施に必要な図面や資料・データ等(以下「関係書類等」という。)を貸与する。

2 受託者は、貸与された関係書類等を外部に漏らしてはならず、業務完了後は本町が承諾したものを除き、速やかに返還またはデータ抹消しなければならない。

【不測の事態の発生】

第14条

本業務の遂行中、事故など不測の事態が発生した場合は、速やかに本町に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

【安全管理】

第15条

本業務を遂行するにあたり関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

【検査】

第16条

受託者は成果品の引渡しにあたっては期限を遵守し、かつ本町の検査を受けなければならない。

2 成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において必要な訂正又は修正を行わなければならない。

【個人情報の取扱い】

第17条

受託者は、本業務にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

(1) 本業務上において取得した個人情報の機密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。

(2) 再委託を行う際は、個人情報の適切な管理を行う能力を有するものに行うものとする。

(3) 本業務の利用目的以外に利用しないこと。

(4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに本町に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(5) 本業務期間終了後、個人情報が記載されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元、又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うこと。

第2章 業務内容

【関係法令・条例・基準等の遵守】

第 18 条

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、国・県・本町の関連法規・条例、関連計画等との整合を図るとともに、本業務の実施にあたり必要とされる最新の関係法令及び条例等を遵守すること。

【業務項目】

第 19 条

本業務の業務項目については、以下のとおりとする。

第3章 成果品

【成果品】

第 20 条

本業務における成果品は、次に掲げる電子データを 1 部納入すること。

(1) 納品物

- ア. 業務計画書 業務概要、実施方針、業務行程、連絡体制(緊急時含む)等
- イ. 業務報告書 業務概要、打ち合わせ議事録等、調査データ等

(2) 成果品の使用等

- ア. 本業務の成果品にかかる権利はすべて本町に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- イ. 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。併せて、本業務に係る著作者、人格権を行使しないものとする。